

議案第 58 号

訴訟の提起について

本市は、———に対し、損害賠償請求の訴え（和解を含む。）を下記のとおり提起するので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 3 月 4 日 提出

橋本市長 木下 善之

記

相手方	_____
事件名	損害賠償請求事件
事件内容	元橋本市産業文化会館嘱託職員———が平成 19 年 4 月から平成 21 年 11 月までの間、本来市に納付すべき産業文化会館の使用料の一部を横領した事件において、現金取扱員としての注意義務を怠り、適切に公金を管理せず、長期間にわたって——の着服横領を看過してきた結果、市は多大な損害を被った。被告の注意義務違反の程度が著しいことから、3,874,867 円の損害賠償を請求するものである。